

## **特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会スポーツ功労者表彰規程**

### **(趣 旨)**

**第1条** 特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会（以下「本会」という。）の運営及び事業の遂行に貢献した者、並びに鈴鹿市のスポーツ振興に寄与した者の表彰に関して必要な事項を定める。

### **(表彰の基準)**

**第2条** 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会長、副会長、理事長、専務理事、理事又は監事のいずれかに通算して 10 年以上在職し本会の発展に寄与した者
- (2) 加盟競技団体等の役員として通算して 10 年以上団体等の発展に寄与した者
- (3) 加盟競技団体等の指導者でスポーツ振興に通算して 10 年以上寄与した者
- (4) 優秀選手の育成に顕著な功績があった者
- (5) 本会運営上特に顕著な貢献をしたと本会会長が認めた者及び団体

2 スポーツ功労者表彰は、同一人につき一回限りとする。

3 スポーツ功労者表彰の第 1 項の表彰のうち (1) の表彰は退任後とする。

### **(表彰者の推薦)**

**第3条** 本会の会長又は本会所属の加盟競技団体等の代表者は、推薦用紙（第 1 号様式）に必要事項を記入し、別に定める日までに、事務局へ提出するものとする。

### **(被表彰者の決定)**

**第4条** 被表彰者の決定は、本会会長が理事会の承認を経て決定する。

### **(表彰の方法)**

**第5条** 表彰の方法は、表彰状を授与し、記念品を贈呈することとする。

### **(表彰の期日)**

**第6条** 表彰は本会の通常総会の場で行う。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

### **附 則**

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

### **附 則**

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。